

# 令和6年度病床整備事前協議 について（案）

横浜市医療局地域医療課

# 令和6年度病床配分に関する横浜市の考え方（案）

- よこはま保健医療プラン2024で定めた目標病床数を整備するため、  
公募により病床配分を行う  
→令和6年度の配分は **471床** を上限とする
- 回復期機能又は慢性期機能を担う病床を公募対象とする  
→令和6年度診療報酬改定で新設された**地域包括医療病棟**については、  
地域包括ケア病棟と同様に「**回復期**」として公募の対象とする
- 市内の既存の医療機関の増床を優先する
- 公募期間については、従前のとおり10~11月とする

## 令和6年度病床配分の上限

- 昨年度、医療計画の更新に併せて基準病床数を見直し  
【第8次計画（計画期間：2024～2029年）の基準病床数】

2次医療圏	基準病床数	既存病床数 (R5.4.1現在)	差引
横浜	25,209	23,608	▲1,601

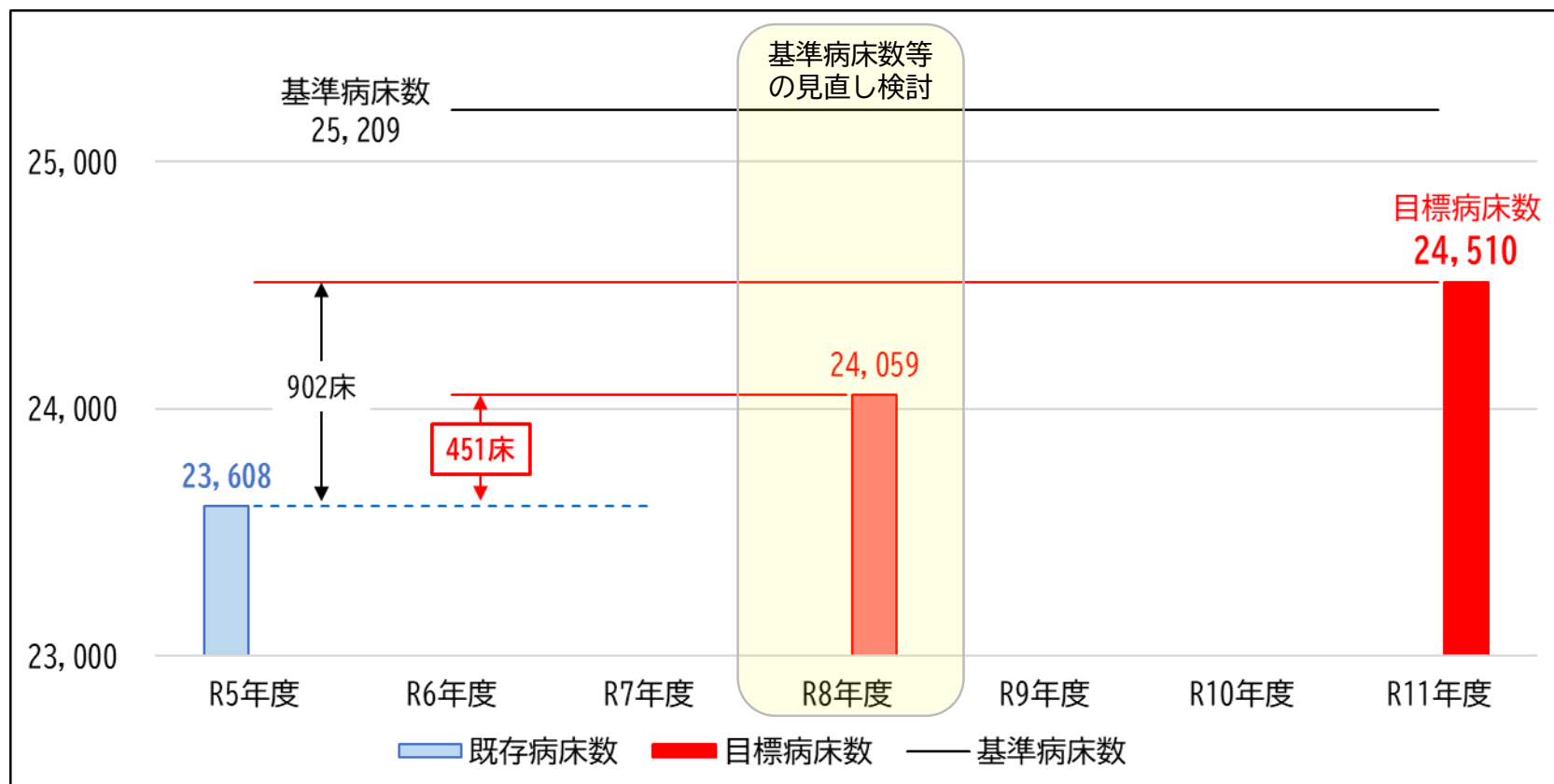
- 基準病床数を病床整備の上限と位置付けたうえで、「よこはま保健医療プラン2024」において、将来的に必要となる**目標病床数**を設定。

2次医療圏	基準病床数	目標病床数	既存病床数 (R5.4.1現在)	差引
横浜	25,209	24,510	23,608	▲902

- そのうえで、基準病床数等の見直しを検討する令和8年度までの**3年間**  
**で約450床の整備を目標**

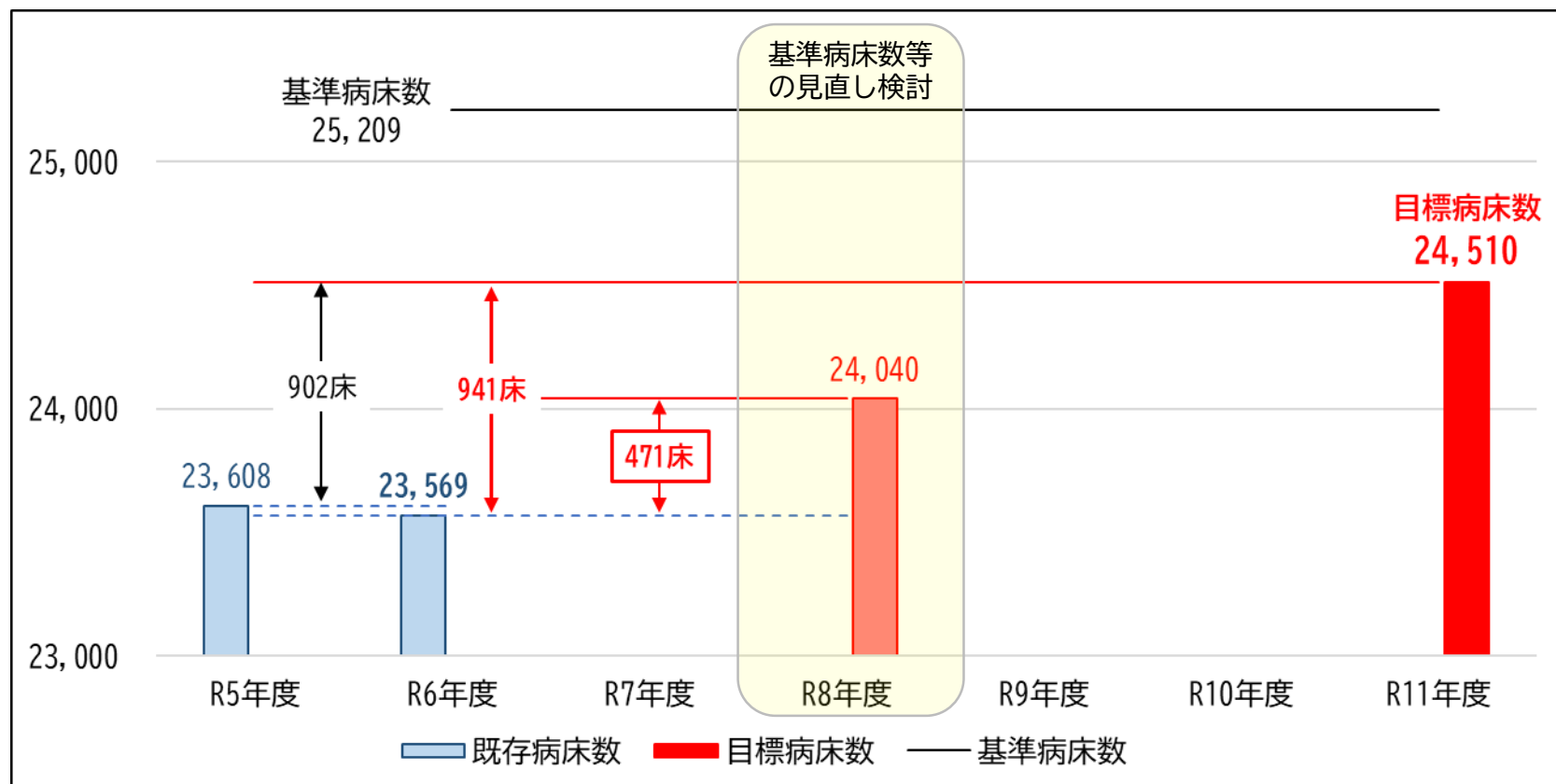
# 令和5年度に設定した目標病床数

○よこはま保健医療プラン2024の最終年となる2029年（令和11年度）における目標病床数を**24,510床**と設定。



# 令和6年度病床配分の上限

○R6.4.1現在の既存病床数が23,569床（介護医療院183床を含む）となったことから、今年度は**471床**を上限に病床整備事前協議を実施する。



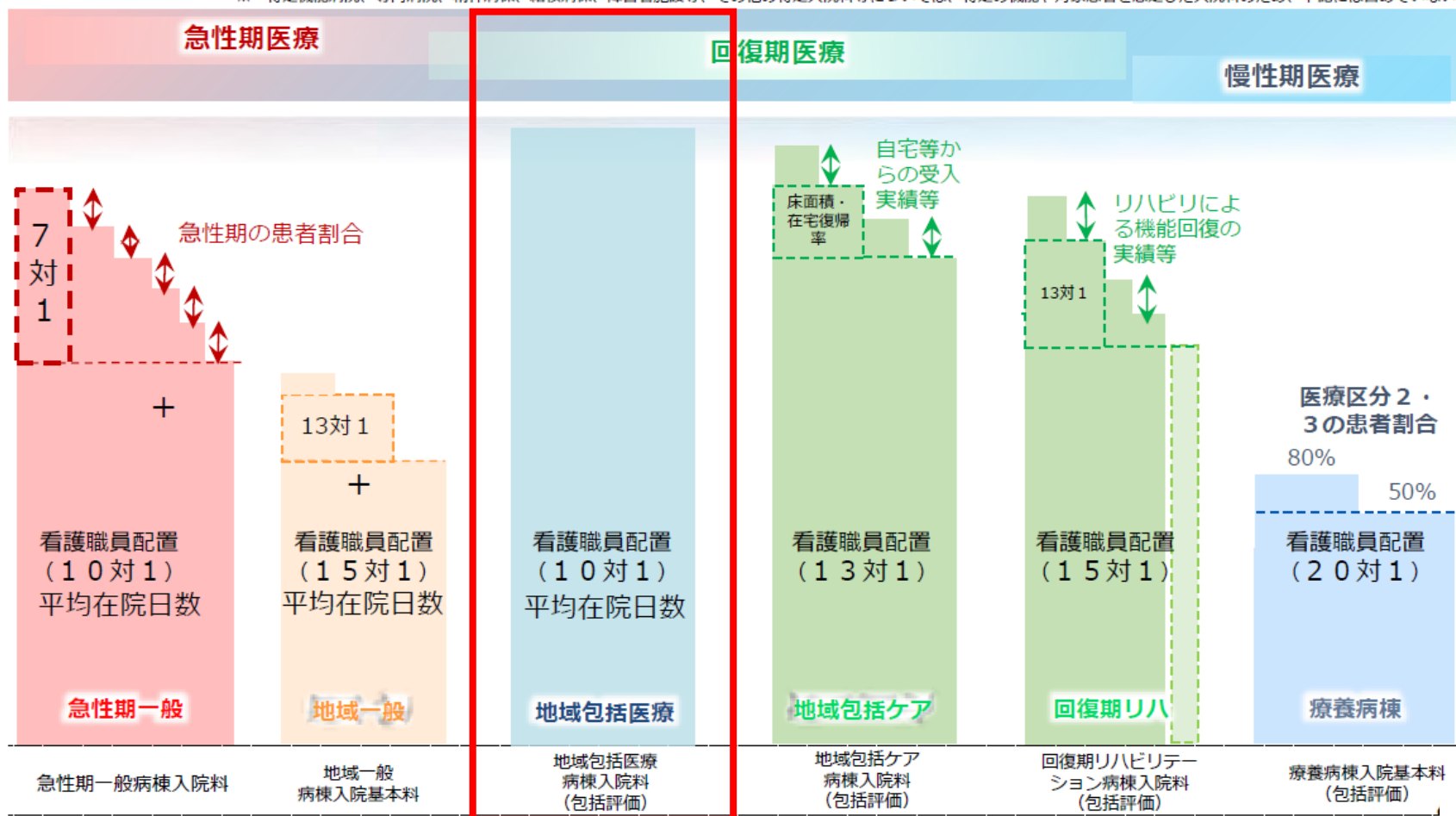
# 病床配分における地域包括医療病棟の位置づけ

令和6年度診療報酬改定

## 入院医療の評価体系と期待される機能（イメージ）

○ 入院医療評価体系については、**基本的な医療の評価部分**と**診療実績に応じた段階的な評価部分**との二つの評価を組み合わせた評価体系としている。急性期医療と回復期医療を担う**地域包括医療病棟**を新設した。

※ 特定機能病院、専門病院、精神病棟、結核病棟、障害者施設等、その他の特定入院料等については、特定の機能や対象患者を想定した入院料のため、下記には含めていない。



## 地域包括医療病棟の位置づけ

- 地域包括医療病棟の病床機能報告における取扱いについては、地域包括ケア病棟と同様の取扱いとすることが国のワーキングで示されている。
- 地域包括医療病棟は「急性期」と「回復期」双方の病床機能を有していることから「地域包括ケア病棟」と同様の位置づけと整理し、病床配分の対象とする。  
(病床配分を受けた病床については「回復期」として報告を求める)

## 【参考】令和6年度の既存病床数

既存病床数 (R5.4.1)	23,608床
令和5年度 配分病床数	+160床
長津田厚生総合病院	▲91床
鶴見西口病院	▲60床
市大センター病院	▲22床
松島病院	▲22床
耳鼻咽喉科樋口医院	▲9床
職域等の補正	+5床
既存病床数 (R6.4.1)	23,386床
介護医療院への転換分	+183床
<b>病床整備事前協議における既存病床数</b>	<b>23,569床</b>

基準病床数	目標病床数(A)	既存病床数(B)	配分可能病床数(A-B)
25,209床	24,510床	<b>23,569床</b>	941床